

2021年1月17日

各位

株式会社 Nature Link

お取引企業様・代理店様へのお詫びとお知らせ

平素よりお世話になっております。

弊社公式サイトでのお知らせ及び、一部テレビ・新聞等のメディアでも報じられておりますが、弊社 Nature Link は、消費者庁より弊社が製造・販売しております「AirRevo CARD /エアレボ カード」および「AirRevo CERAMIC PLATE /エアレボ セラミックプレート」の弊社公式 WEB サイトの表示について、一般消費者の誤認を招くものであったとして不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という。）第7条1項の規定に基づく消費者庁の措置命令（令和3年1月15日付）を受けました。

本件2商品についての弊社公式 WEB サイトの表示に対して、「本件2商品を身に着ければ、本件2商品から発生するイオンの作用により、いつでもどこでも身の回りの空気を清浄にして、空気中に浮遊するウイルス、花粉、アレル物質、PM2.5、細菌等が人体に及ぼす影響を軽減する効果が得られるかのように示す表示をしていた。」との指摘を受けました。

まずは今回の行政処分（措置命令）やメディア報道により、皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

なお、このたび消費者庁より景品表示法違反と判断された内容は、あくまで弊社の「公式 WEB サイト」内の表示であり、商品そのものが違法なものであったり、商品の効果そのものが一切ないことであったりを示すものではないことは、あらかじめご説明させていただきます。

表示については、消費者庁からの求めに応じて、本件2商品からイオンが発生していることの製造工場による実証実験資料や、イオンがもたらす作用についての各種文献、第三者機関での検査結果（エビデンス）等を提出しました。

一方で、こうした第三者機関での検査についてはどうしてもスペースの限定された密閉空間による試験環境であったことも事実であり、消費者庁が指摘する「実際に使用環境での効果の根拠としては不十分である」という判断は、弊社としては真摯に受け止めるべきものと考えております。他方、実際の住環境下にウイルスをばら撒いた上で AirRevo を通常の使用例である首から吊り下げた状態で人を一定時間生活させて検査結果を得ることは常識的に考えられないことから、あくまで「密閉空間でのエビデンスであり、実際の使用環境で

の効果を保証するものではない」ことを幾重にも表記した上で、かつ、推奨する使用環境を「屋内」と明記することも必要であったこと、さらには「いつでもどこでも」という表現が本来「首から吊り下げることの簡易さ」を指して「いつでもどこでも着用できる」ことを訴求したつもりが、「いつでもどこでも空気中のトラブル物質に効果がある」と誤認される表現であったことは、弊社も大いに反省しております。（屋外や空気の循環が十分に行われている環境については、ウイルスの感染リスクが低い傾向があることは各行政でも述べられている通り皆様もご存知のことかと存じます。）

弊社公式 WEB サイトにて適切な表示・表現ができていなく、今回の措置命令を受けた事実を厳粛に受け止め、お客様・お取引企業様・関係各位に多大なるご迷惑をおかけいたしましたこと、改めて心よりお詫び申し上げます。

最後に重ねて申し上げますが、今回の行政処分は弊社公式 WEB サイトでの優良誤認に該当する表示に関する措置命令であり、すでに問題となっている表示が弊社 WEB サイトからは取り下げられており、違法と判断された状況がクリアになっていることは消費者庁でも今回の発表時に公表しております。

お客様・現場の皆様には混乱とご迷惑をお掛けしており誠に申し訳ございませんが、法令遵守を前提に、今後とも弊社ではお客様・協力会社様のお役に立てる商品の販売に取り組んでまいります。なにとぞよろしく願いいたします。

以上